

令和 4 年分 申告相談会

お問い合わせ先 泉崎村役場 税務課 電話0248-53-2113

平素より税務行政等につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、村では所得税・復興特別所得税の申告「確定申告」及び村民税・県民税の申告「住民税申告」の申告相談会を行います。

当相談会では、申告書の作成だけでなく、申告が必要かどうか判断できない場合や、申告制度の内容に関する相談等に応じますので、お気軽にご利用ください。

なお、期限内申告は、「確定申告」「住民税申告」とともに3月15日（水）までです。

・会 場	泉崎村役場 村民ホール
・期 間	令和5年2月9日（木）～令和5年3月15日（水） 土曜日・日曜日・祝日は除きます。
・相 談 日	日程表の通り
・受付時間	午前の部 8：30～11：30 午後の部 13：00～15：30

1 確定申告が必要な方

令和5年1月1日現在、泉崎村に住んでいて、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間に、次の項目のいずれかに該当する人。

（1）農業・営業・その他の事業などで事業所得のあった人。

（2）次に該当する給与所得者

ア 給与以外の所得があった人。（20万円以上）

イ 日雇・パート収入などで、給与支払報告書が勤務先から村へ提出されていない人。

ウ 医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などの各種所得控除を受ける人。

（3）次に該当する公的年金所得者

ア 公的年金以外の所得があった人。（20万円以上）

イ 配偶者控除・扶養控除・医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・ひとり親（寡婦）控除などの各種所得控除を受ける人。

ウ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を口座振替等により納付し、その納付額について社会保険料控除の適用を受ける人。

（4）その他、各種所得がある人。

（譲渡所得、一時所得、不動産所得、退職所得、配当・利子所得など）

※上記以外の方でも所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告が必要です。

※申告義務のない方が行う還付申告は、5年間提出することができます。（年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄付金控除により還付を受ける方などが該当します。）

※青色申告、損失の繰越し、住宅借入金特別控除（ローン控除）の1年目、贈与税、消費税等を含む申告については白河税務署にて申告をお願いいたします。

2 申告相談日程表

（1）会 場 泉崎村役場 村民ホール

（2）受付時間 午前の部 8：30～11：30 午後の部 13：00～15：30

2月	自治組合等の名称		3月	自治組合等の名称	
	午 前	午 後		午 前	午 後
9（木）	公的年金を受給されている方		1（水）	瀬知房後、富内	下原、愛宕町
10（金）	公的年金を受給されている方		2（木）	屠胴原 1、2、3	庭渡神社
13（月）	公的年金を受給されている方		3（金）	八雲神社	八雲神社
14（火）	新宿	下宿	6（月）	踏瀬上 踏瀬1	二原 踏長
15（水）	舘 小林	中宿 八丸	7（火）	踏瀬2、3	新道 離山
16（木）	富久保 天王山	桧内	8（水）	高屋 根岸	寄川 坊頭窪
17（金）	都橋 谷地久保	外ノ入 中ノ内	9（木）	太田川1	太田川2
20（月）	新田上、中	新田下 烏川、観音山	10（金）	太田川3、4	太田川5、6
21（火）	堂ノ下1、2	堂ノ下 3、4、5	13（月）	共栄1、2	長峯1、2 弥栄
22（水）	上町上1	上町上2 山寺	14（火）	十軒 十軒前	十軒前1 休場山
24（金）	上町中	昭和 下町1の1	15（水）	予備日	
27（月）	下町2、3	下町4 南栄	地区割りはいくまでも目安ですので都合の 良い日にご来場ください。		
28（火）	瀬知房上、中	瀬知房下			

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として令和4年分の確定申告では、公的年金を受給されている方（事業所得のない方）を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けします。

3 申告に持参する必要書類など

(1) 本人確認書類

番号確認書類（マイナンバーカード・通知カード等）と身元確認書類（免許証等）

(2) 税務署からハガキ等が送付されている場合はその用紙

(3) 給与や公的年金等の源泉徴収票

(4) 収支内訳書（営業・農業・不動産所得がある方）

領収書及び収入代金と支出経費がわかる帳簿

(5) 社会保険料等の領収書

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等

(6) 生命保険料、地震保険料の控除証明書

(7) 医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書

人ごと・医療機関ごとに金額を事前に整理した上でお越しく下さい。

医療費通知（医療費のお知らせ）（原本）を添付する場合は、明細の記載を省略することができます。

(8) 医療費控除の特例を受ける方はセルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類

人間ドックの領収書やインフルエンザの予防接種等の領収書

(9) 障害者認定されている方で障害者控除を受けるときは、障害者手帳や療育手帳など

(10) 要介護認定されている方で障害者控除を受けるときは、障害者控除対象者認定書

(11) 譲渡所得がある場合には契約関係書類など

(12) 雑損控除（地震等で被害のあった方）を受ける方は、罹災証明書又は被災証明書、修理等にかかった金額のわかるもの（領収書）、保険会社等から受け取った給付金などの金額のわかるもの

(13) 寄付金控除を受ける方は寄付金の領収書または控除証明書

(14) 他申告する際に証明になるもの

(15) 申告相談の結果によっては、所得税の還付申告になる場合があります。その際には、還付先預金通帳（本人名義）もしくは、金融機関名・支店名・口座番号・預金の種類がわかるものが必要です。

4 住民税の申告が必要な方

令和5年1月1日現在、泉崎村に住所がある方は住民税の申告をしていただく必要があります。収入のない方も申告が必要です。

ただし、次の方は申告する必要はありません。

- (1) 前年中の所得が給与所得のみで、勤め先から給与支払報告書が提出されている方
- (2) 前年中の所得が公的年金に係る雑所得のみで、源泉徴収票に記載された控除以外に申告すべき控除がない方
- (3) 所得税の確定申告をした方

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減、国民年金保険料の減額・免除の申請をする場合は申告をしていないと軽減などが受けられない場合があります。
※所得額の記載がある所得証明書の発行が必要な場合（村営住宅、児童扶養手当、その他各種助成金等の手続き、勤務先などへの扶養親族の届出など）は申告してください。
※扶養されている方（被扶養者）は扶養している方（扶養者）からの申告がされていれば、被扶養者自身が申告していなくても、「非課税証明書」が発行できます。

5 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 会場内ではマスクの着用をお願いいたします。
- (2) 会場入口で体温チェックを行い37.5度以上の発熱がある方は、ご入場をお断りいたします。
- (3) 密閉空間を避けるため、換気設備の稼働と外気の入力の換気を行いますので、防寒対策をお願いいたします。
- (4) 会場入口に消毒液を設置しますので手指消毒をお願いいたします。
- (5) 待合場所での会話は極力お控えくださるようお願いいたします。

6 スマホとマイナンバーカードで「e-Tax」による確定申告ができます。

スマホとマイナンバーカードがあればいつでもどこでもe-Taxによる申告ができます。パソコンで申告書を作成される方もスマホのアプリ（マイナポータルアプリ）でパソコン上に表示されたQRコードを読み取ればe-Taxによる申告ができます。

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで申告書や収支内訳書の作成・e-Taxによる送信（提出）ができます。

また、自動計算されるので計算誤りはありません。

令和5年1月から青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能になりました。

国税庁と村では、申告会場で長時間待たなくても自宅で申告書を作成できるe-Taxによる確定申告をお勧めしています。日中お忙しくて会場に来られない方は、是非e-Taxをご利用ください。

※マイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。マイナンバーカード読取対応のスマートフォンの確認はマイナポータルでご確認ください。

7 その他

- (1) 農業・営業・不動産等の事業の収支内訳について、計算したものをお持ちください。
- (2) 医療費は、人ごと・医療機関ごとに金額を計算したものをお持ちください。
- (3) 扶養親族がいる場合は扶養親族のマイナンバーを把握しておいてください（特に村外の方を扶養している場合）。